

平成31年度との比較表（建築保全業務労務単価）

1. 日割基礎単価（1日8時間当たり、単位：円/日）

技術者区分	北海道	宮城県	東京都	新潟県	愛知県	大阪府	広島県	香川県	福岡県	沖縄県	平均
	警備員A	2年度 13,500 31年度 13,100 差額 400	13,100 12,700 400	16,400 15,900 500	13,500 13,100 400	15,400 15,000 400	14,600 14,100 500	14,600 14,200 400	14,700 14,200 500	12,500 12,100 400	11,200 10,800 400
警備員B	2年度 11,600 31年度 11,200 差額 400	11,100 10,700 400	14,000 13,500 500	11,400 11,100 300	13,200 12,800 400	12,400 11,900 500	12,400 12,000 400	12,500 12,100 400	10,600 10,200 400	9,500 9,100 400	11,870 11,460 410
警備員C	2年度 9,900 31年度 9,900 差額 300	9,900 9,600 300	12,400 12,000 400	10,200 9,900 300	11,600 11,300 300	11,000 10,600 400	11,000 10,700 300	11,100 10,700 400	9,400 9,100 300	8,400 8,100 300	10,520 10,190 330
清掃員A	2年度 12,900 31年度 12,400 差額 500	12,400 11,900 500	16,200 15,700 500	13,100 12,700 400	14,300 13,800 500	15,000 14,500 500	13,300 12,900 400	12,100 11,600 500	12,900 12,400 500	12,500 12,100 400	13,470 13,000 470
清掃員B	2年度 9,900 31年度 9,900 差額 300	9,900 9,600 300	12,900 12,500 400	10,400 10,100 300	11,400 11,000 400	11,900 11,500 400	10,500 10,200 300	9,700 9,300 400	10,300 10,000 300	10,000 9,700 300	10,720 10,380 340
清掃員C	2年度 8,900 31年度 8,900 差額 300	8,900 8,600 300	11,800 11,400 400	9,500 9,200 300	10,300 9,900 400	10,900 10,500 400	9,600 9,200 400	8,800 8,400 400	9,300 9,000 300	9,000 8,600 400	9,730 9,370 360

2. 割増基礎単価（単位：%）

技術者区分	全国
警備員A	9.7
警備員B	9.7
警備員C	10.0
	10.2
	10.4
	10.5

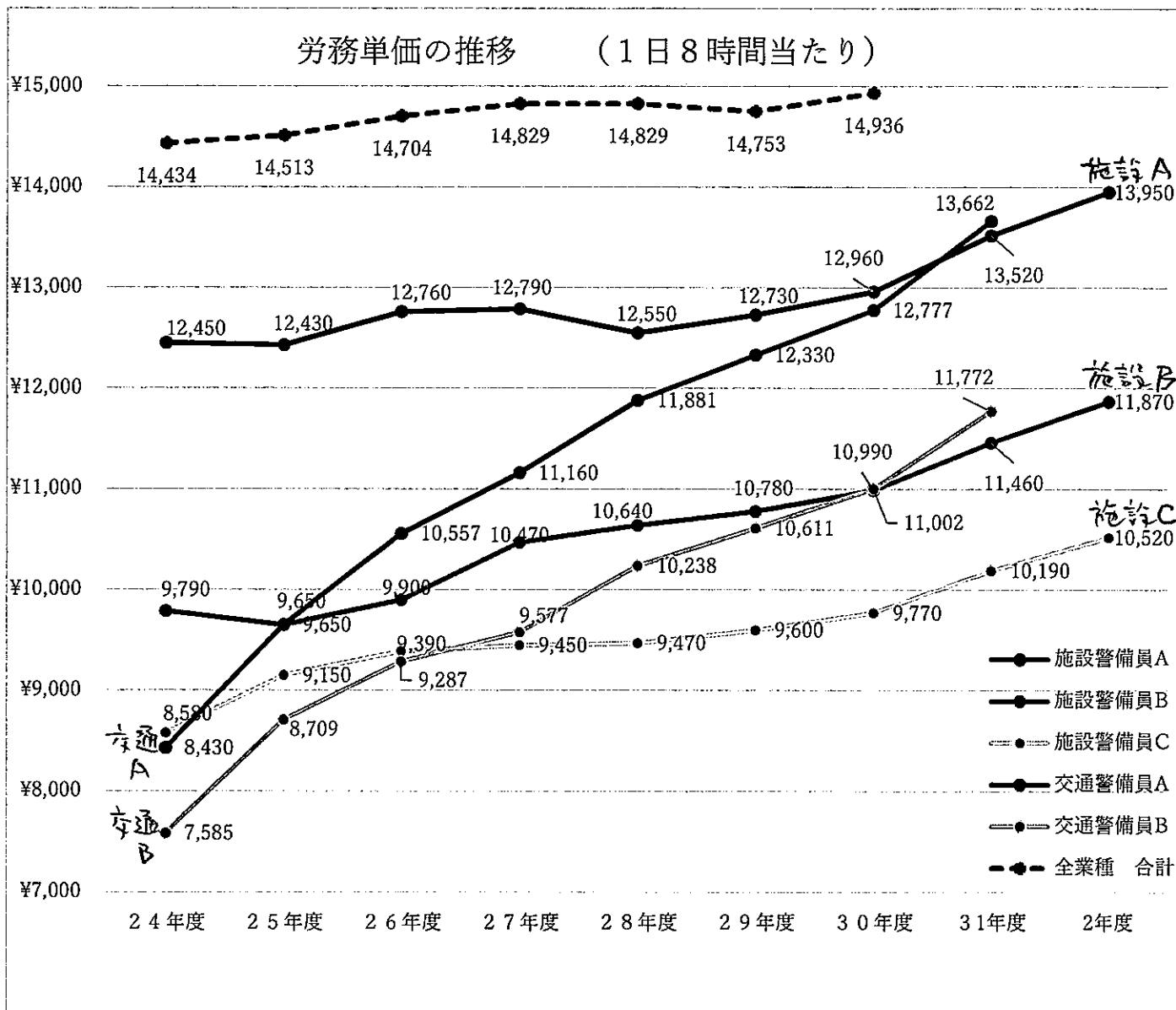
※割増基礎単価は、日割基礎単価に上記の割合を乗じた値とし、算出された値の単位は、円/時間とする。

3. 宿直単価（単位：円/回）

宿直単価	技術者区分		全国
	2年度	31年度	
	3,900	3,800	
	差額	100	

<参考>

区分	技能・実務経験等
警備員A	施設警備1級の検定資格を有する者、若しくは警備業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験6年以上程度の者
警備員B	施設警備2級の検定資格を有する者、若しくは警備業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験3年以上6年未満程度の者
警備員C	警備業務について、警備員A又は警備員Bの指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験3年未満程度の者



●施設警備員

国土交通省「建築保全労務単価 日割り基礎単価 (所定労働時間内8時間あたり)」

- ・施設警備員A (施設警備1級検定所持者相当)
- ・施設警備員B (同2級検定所持者相当)
- ・施設警備員C (上記以外)

●交通誘導警備員

国土交通省「公共工事設計労務単価 (所定労働時間内8時間あたり)

- ・交通警備員A (交通誘導警備1級または2級検定所持者)
- ・交通警備員B (上記以外)

●全業種

厚生労働省「賃金構造基本統計調査 全業種合計」

所定労働時間内賃金と所定労働時間より8時間あたりを算出したもの  
(平成31年度は未発表)

# 建築保全業務費<施設警備>の積算方法

別添3

～『建築保全業務積算要領』（平成30年度版）より～

直接人件費(労務単価)を基準＝100%として、必要経費を加えて予定価格が積算される。  
 (各経費を個別に算出することが難しい場合は)各経費ごとに定められた経費率を乗じて、  
 ①直接業務費 ⇒ ②業務原価 ⇒ ③業務価格 の順で算出する。

直接人件費 (建築保全業務 労務単価) 100%	直接物品費 労務単価の1～3%	業務管理費 (法定福利費を含む) 直接業務費の18～22%	一般管理費等 業務原価の9～14%
① 直接業務費		② 業務原価	③ 業務価格
			{ 最低 129.906% 最高 143.252% }

※ 直接人件費(労務単価)に対し、最低「101% × 118% × 109% = 129.906%」、最高「103% × 122% × 114% = 143.252%」となる。

『建築保全業務積算基準』 警備の各経費率と費目内容

<b>直接人件費</b> 国交省が定める予定価格積算の参考とするための労務単価を基にして、現場ごとの必要人員分をかけて算出するもの。労務単価は、毎年実施される企業への実態調査結果に基づいて、日割り基礎単価(1名 8時間あたり 全国10地域ごとに公表)と、そのほか割増基礎単価、宿直単価が示されている。	
<b>直接物品費</b> 業務担当者が、当該業務を行うのに必要な物品等を消費することによって発生する費用。 ・ 消耗品 ・ 消耗部品、材料費 ・ 工具、用具費 ・ 機械用具費 ・ その他雑費	経費率：1～3% ◎ 装備品等 制服や警戒棒、防刃ベスト等の装備品、非金属性の楯、金属探知機、誘導灯、警笛 ◎ 常駐業務室、控室 常駐業務室、警備員詰所、控室および付帯する机、ロッカー等の什器備品 ◎ 消耗品等 ロープ、ゴミ袋、乾電池等
<b>業務管理費</b> 業務を実施するうえで、受注者が現場業務を管理運営するために必要な直接人件費、直接物品費以外の費用。 ・ 業務責任者給料手当 ・ 業務担当者、及び責任者の法定福利費、退職金 ・ 同上の 福利厚生費 ・ 同上の 労務管理費(募集、研修、教育等) ・ 同上の 安全管理費 ・ 同上の 通信交通費、事務用品費 ・ 租税公課(業務関係) ・ 保険料 ・ その他いずれにも属さない費用	経費率：18～22% ◎ 警備員の法定福利費、退職金 警備員(現業職)の健康保険、介護保険、厚生年金、雇用保険、労災保険の保険料の事業主負担分 (⇒ 警備員以外は一般管理費に分類) ◎ 募集費 警備員募集に要す費用 ◎ 研修・教育費 警備員の研修・教育・訓練に要す費用(研修に係る人件費含む)
<b>一般管理費等</b> 直接人件費や上記費用のいずれにも該当しない費用で、受注者が企業を維持運営していくために必要な費用。一般管理費(販売費を含む)及び付加利益。 ・ 役員報酬 ・ (警備員以外の)一般社員の給料手当 ・ 一般社員の法定福利費事業主負担分、退職金 ・ 一般社員の福利厚生費 ・ 修繕維持費 ・ 一般社員が使用する事務用品費、通信交通費 ・ 光熱水費 ・ 広告宣伝費 ・ 地代家賃 ・ 調査研究費 ・ 寄付金 ・ 交際費 ・ 減価償却費 ・ 租税公課 ・ 保険料(火災保険、その他損害保険) ・ 法人税、都道府県民税、市町村民税等 ・ 株主配当金 ・ 役員賞与 ・ 内部留保金 ・ 支払利息及び割引料その他営業外費用 等	経費率：9～14%

《参考》

交通誘導警備：公共工事設計労務単価による予定価格の積算方法

公共工事設計労務単価

自治体が設置する労務調査連絡協議会によって毎年行われる労務費調査（実態調査）の調査結果に基づいて、財務省と労務調査連絡協議会が協議し都道府県ごとに決定される。

予定価格積算方法の一例（社会保険料の保険料率は、地域、各年等の諸条件により異なる）

公共工事設計労務単価 100%	法定福利費 労務単価の15%	労務管理費等 労務単価の8%	現場作業経費 労務単価の18%	一般管理費等 労務単価＋ 必要経費の 7.47～22.72%
労務費（賃金）	その他人件費（必要経費41%）			業務価格
			{ 最低 151.5327% 最高 173.0352% }	

※この場合、労務費（公共工事設計労務単価）に対して、最低「141% × 107.47% = 151.5327%」、最高「141% × 122.72% = 173.0352%」となる。